

後期高齢者医療制度からのお知らせ

◎住民税が非課税世帯の方へ 限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院するとき、外来で医療費が高額になるときは「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしましょう。医療機関などへ提示すると、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます(限度額は所得の区分により異なります)。

■ **対象**／住民税非課税世帯の方

■ **申請に必要なもの**／個人番号(マイナンバー)を確認できる書類、印鑑、本人確認書類(運転免許証、パスポート等、顔写真付きの公的機関が発行したものなら1点、上記以外の場合は、保険証・年金手帳等公的機関が発行したもの2点)

■ **備考**／この証は、申請月よりも前にさかのぼることはできません。

◎障害認定について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を対象とした医療制度ですが、65歳以上75歳未満で、一定の障害を有する方は、申請することにより、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が後期高齢者医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、後期高齢者医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことが出来ます。(所得の多い方は窓口負担が3割になります)

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部(音声機能・言語機能・下肢障害の一部)の方
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

◎健康診査受診券について

生活習慣病の早期発見のため、後期高齢者医療制度被保険者の方を対象に、健康診査を実施しています。健康診査受診券が送付されていない方で、受診を希望される方は、下記お問い合わせ先まで、お申し込みください。最終締切日は、**令和2年11月19日(木)**です。

なお、次の方については、健康診査の対象外となりますのでご了承ください。

- ・長期入院や施設入所されている方
- ・令和2年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入された方
- ・令和2年4月以降、既に他の健康保険などで健康診査を済まされている方

※受診期間は、受診券を受け取られたときから令和2年12月末日までです。

◎保険料の納付が困難な場合

災害等により損害を受けたときやその他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免となる場合があります。滞納のままにせず、ご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

